

第3編 風水害等対策編

目 次

	頁
第 1 章 災害特性	1
第 1 節 基本的考え方	1
第 2 節 本町における風水害の根拠	1
第 3 節 災害の想定	3
第 2 章 風水害予防計画	4
第 1 節 風水害に強いまちづくり	4
第 1 款 風水害に強いまちづくり	4
第 2 款 道路等交通関係施設の整備と管理（共通対策編）	8
第 3 款 ライフライン施設の機能確保（共通対策編）	8
第 2 節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	9
第 1 款 災害発生直前における体制の整備	9
第 2 款 情報の収集・連絡体制の整備（共通対策編）	13
第 3 款 活動体制の整備（共通対策編）	13
第 4 款 救急・救助及び消火活動体制の整備（消防団、消防団OB会） （共通対策編）	13
第 5 款 医療救護体制の整備（共通対策編）	13
第 6 款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）	13
第 7 款 避難収容体制の整備（共通対策編）	13
第 8 款 備蓄に対する基本的な考え方（共通対策編）	13
第 9 款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備 （共通対策編）	13
第 10 款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備（共通対策編）	13
第 11 款 要配慮者に係る安全確保体制の整備（共通対策編）	13
第 12 款 防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編）	13
第 13 款 災害復旧・復興への備え（共通対策編）	13
第 3 節 住民の防災活動の促進	14
第 3 章 風水害応急対策計画	16
第 1 節 災害発生直前の対応	16
第 1 款 警報等の伝達	16
第 2 款 避難誘導の実施	25
第 3 款 災害の未然防止対策	27
第 2 節 活動体制の確立	28
第 1 款 町災害対策本部等の設置	28
第 2 款 職員の参集及び動員	28
第 3 節 水防対策	29
第 1 款 水防計画	29
第 4 節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保（共通対策編）	33
第 5 節 広域応援活動（共通対策編）	33
第 6 節 救助・救急及び消火活動（共通対策編）	33

目 次

	頁
第7節 医療救護活動（共通対策編）	33
第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（共通対策編）	33
第9節 避難收容活動（共通対策編）	33
第10節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動（共通対策編）	33
第11節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動（共通対策編）	33
第12節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動 （共通対策編）	33
第13節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等 に関する活動（共通対策編）	33
第14節 公共施設等の応急復旧活動（共通対策編）	33
第15節 ライフライン施設の応急復旧（共通対策編）	33
第16節 被災者等への的確な情報伝達活動（共通対策編）	33
第17節 自発的支援の受入れ（共通対策編）	33
第18節 災害救助法の適用（共通対策編）	34
第19節 農林水産物応急対策計画	34
第20節 文教対策（共通対策編）	35
第4章 災害復旧・復興対策	36
第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編）	36
第2節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編）	36
第3節 計画的復興の進め方（共通対策編）	36
第4節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編）	36
第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編）	36

第1章 災害特性

第1節 基本的考え方

本町では、毎年、梅雨の長雨や夏秋に来襲する台風による暴風、豪雨により住民は大きな被害を被っている。

このため、住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある風水害に対処するべく、過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、総合的かつ計画的な防災対策を推進させることにより、住民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

第2節 本町における風水害の概況

本町の近年における風水害の状況をみると、台風による大雨等により、人的被害、住宅被害が発生している。

表 本町における風水害履歴（平成15年～令和3年）

年度	時期	災害概況	人的被害 (人)		住宅被害 (棟)					非住宅被害 (棟)	
			死者・ 行方不 明者	負傷 者	全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	公共 建物	その 他
平成 17年	9/4 ～6	台風14号	0	1	3	233	0	27	104	0	0
平成 19年	7/12 ～15	台風4号 による暴 風と大雨	0	0	1	0	1	0	0	0	0
平成 29年	9/14 ～17	台風18号	0	0	0	0	8	0	1	0	0
平成 29年	10/27 ～29	台風22号	0	1	0	0	0	0	0	0	0
令和 元年	7/19 ～21	台風5号	0	0	0	0	1	0	0	0	0

(資料：宮崎県災害の記録)

第1章 災害特性
第2節 本町における風水害の概況

表 平成17年台風14号の対応状況

日時		区分	箇所名	備考
9 月 5 日	15時00分	道路冠水・路肩 決壊	県道旭村木脇線 (今平)	冠水による片側交互通行 規制延長 100m
	17時30分	浸水	仮屋原地区	店舗部分が浸水のため、周辺 住民に避難を呼びかけ
	18時30分	道路冠水・路肩 決壊	県道南俣宮崎線 (嵐田・田尻)	冠水による通行止 規制延長 2,500m
	20時20分	浸水	太田原地区	太田原橋北側住民より、電話 で牛舎付近が浸水との連絡
9 月 6 日	1時10分	浸水	三名地区 (宮本)	住宅が浸水していると連絡
	2時00分	浸水	嵐田地区	県道南俣宮崎線が冠水
	2時30分	浸水	桑鶴地区 (赤池神社付近)	赤池神社付近の住宅への浸水 が見られるとの情報
	3時45分	浸水	嵐田地区	内水が増水し、家屋へ浸水
	7時00分	道路冠水・路肩 決壊	県道都農綾線(三名)	通行止 規制延長 1,800m
	9時00分	路肩決壊	県道都農綾線(深年)	通行止 規制延長 1,000m

(資料：庁内資料)

第3節 災害の想定

この計画の樹立に当たっては、本町の気象、地勢、地質等地域特性によって起こる災害を考慮し、次に掲げる規模の災害が、今後地域に発生することを想定して策定している。

(1) 台風13号(風の強い代表的な台風)

来襲年月日	平成5年9月2日
最大瞬間風速・風向	57.9m/s 南東(宮崎地方気象台)
総降雨量	404.0mm(えびの)
死傷者	145名
家屋全半壊流出	385戸
一部損壊	33,444戸

(2) 台風12号(降雨量の多い代表的な台風)

来襲年月日	昭和29年9月13日
最大瞬間風速・風向	38.6m/s 南東(宮崎地方気象台)
総降雨量	1,265.6mm(渡川)
死傷者	129名
家屋全半壊流出	2,430戸

(3) 枕崎台風(風が強く被害の大きかった代表的な台風)

来襲年月日	昭和20年9月17日
最大瞬間風速・風向	55.4m/s 南南東(宮崎地方気象台)
総降雨量	550.4mm(神門)
死傷者	565名
家屋全半壊流出	33,944戸

(4) 台風19号(近年における降雨量の多い代表的な台風)

来襲年月日	平成9年9月15日
最大瞬間風速・風向	36.7m/s 南東(宮崎地方気象台)
総降雨量	927.0mm(神門)
死傷者	12名
家屋全半壊流出	13戸
床上浸水	2,486戸

(5) 台風14号(近年における降雨量の多い代表的な台風)

来襲年月日	平成17年9月6日
最大瞬間風速・風向	43.1m/s 南東(宮崎地方気象台)
総降雨量	1,321mm(神門)
死傷者	13名
家屋全半壊流出	4,517戸
床上浸水	1,405戸

第2章 風水害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

第1款 風水害に強いまちづくり

第1項 基本方針

災害危険箇所対策等の実施などにより、風水害に強いまちづくりを進める。

第2項 対策

1 河川氾濫に伴う洪水浸水想定区域の指定及び水深の公表等

- (1) 町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。
- (2) 本町では、大淀川水系本庄川及び深年川に洪水浸水想定区域が指定されていることから、地域防災計画において、下記の事項について定める。
 - ア 洪水予報等の伝達方法
 - イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ウ 避難訓練の実施に関する事項
 - エ 洪水浸水想定区域内に、要配慮者利用施設で、その利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設がある場合、その施設の名称・所在地
 - オ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

【資料4 大淀川水系洪水浸水想定区域図】

- (3) 町は、地域防災計画において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設等の施設の名称・所在地を定めた場合、その施設の所有者又は管理者等への洪水予報等の伝達方法を定める。

【資料20 災害危険区域内の要配慮者利用施設】

- (4) 町は、地域防災計画に記載した要配慮者利用施設における避難の確保を図るために必要な計画（以下「避難確保計画」という。）の策定や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、助言等を行う。
- (5) 町長は、上記（2）のア～オに関する事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- (6) 町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

2 土砂災害警戒区域の指定等

- (1) 土砂災害警戒区域の指定を受けた町は、地域防災計画において、下記の事項について定める。
 - ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

第2章 風水害予防計画
第1節 風水害に強いまちづくり

- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 避難訓練の実施に関する事項
- エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがあるときに施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設がある場合、その施設の名称・所在地
- オ 救助に関する事項
- カ その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

表 土砂災害警戒区域等の指定状況

	土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり	計
警戒区域	26箇所	189箇所	6箇所	221箇所
特別警戒区域	20箇所	186箇所	0箇所	206箇所

(令和6年3月末時点)

【資料5 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧】

- (2) 町は、地域防災計画において、警戒区域内にある要配慮者利用施設の名称及び所在地について定めた場合、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

【資料20 災害危険区域内の要配慮者利用施設】

- (3) 町長は、地域防災計画に基づき、下記の事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

- ア 土砂災害に関する情報の伝達方法
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項

なお、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

- (4) 町は、地域防災計画に記載した要配慮者利用施設における避難確保計画の策定や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、助言等を行う。
- (5) 町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

3 災害危険箇所対策の実施

災害危険箇所の対策は、次によるものとする。

- (1) 災害危険箇所の調査・把握

災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、洪水、地すべり、山崩れその他異常現象により災害の発生するおそれのある地域について、町は、県との連携のもと、あらかじめ調査を実施し、その実態の把握に努める。

- (2) 危険箇所

- ア 建築基準法に基づく災害危険区域

町は、建築基準法に基づく災害危険区域を指定し、その区域内における建築に関する制限について条例で定める。

また、がけ地近接等危険住宅移転事業により、がけ地に近接する既存の不適合住宅

第2章 風水害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

の移転を推進する。（「4 建築物の安全性確保」に詳述）

イ 水防計画の重要水防箇所

水防管理者(町長)は、河川等の災害危険区域を把握し、異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたとき等には、「宮崎県水防計画書」に示された重要水防箇所の堤防等の巡視を行うとともに、当該区域ごとに監視のための消防団を配置する。通報その他災害予防上必要な事項については、同計画書に定めるところによる。

ウ 主要道路交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、所管課において標示を行うとともに、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。

また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める。

エ その他の災害危険箇所

町は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

【資料1 災害危険箇所の状況】

【資料2 重要水防箇所一覧】

(3) 危険箇所の住民への周知

ア 災害危険箇所の点検体制の確立

町は、県土木事務所や農林振興局、消防機関、警察等関係防災機関等の協力のもと、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災組織や、住民の参加を得て行うよう努める。

イ 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

町は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえるよう、国・県等の調査結果を周知する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、町は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

ウ 災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知

町は、災害危険箇所に係る避難場所、避難路、避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

- ① 災害危険箇所、避難所、避難路及び避難方法を地域防災計画に明示・位置付ける。
- ② 災害危険箇所のほか、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した防災地図(防災マップ)を作成し、周知・啓発に努める。
- ③ 広報紙、パンフレット等により、また、自主防災組織や自治会(区)等の総会、区長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図る。

【資料6 国富町防災マップ】

【資料7 国富町ため池ハザードマップ】

【資料14 避難場所及び避難路】

(4) 危険箇所への対策

町及び県は、土砂災害危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所、土砂

第2章 風水害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

災害警戒区域等における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過性砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとし、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

また、町は県と連携し、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。特に流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備を推進する。

さらに、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。

加えて、町は県と連携し、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地域における排水対策等農地防災及び農地保全対策を推進する。

4 建築物の安全性確保

建築物の安全性確保対策は、次によるものとする。

(1) 防災建築の促進

ア 木造住宅

木造住宅については、台風対策として耐風性のある建築を建設促進する。

イ 町営住宅

木造の町営住宅については、周囲の状況を考慮し、防災面に留意して建設する。

(2) 建築物の災害予防措置

ア 建築物の定期報告

町は、建築基準法に基づき、知事が指定する特殊建築物について定期報告を行わせ、維持保全、防災避難等について安全の確保を図る。

イ 危険地域外への移転等

地すべり、がけ崩れ等により人体、生命に危険を及ぼすおそれがあると地方公共団体の長が認める地域内に居住しているものが、危険地域外に移転する場合の住宅の新築並びに建築基準法第10条の規定により、特定行政庁から住宅の除却、移転又は改築の命令の予告通知を受けたものが移転する住宅の新築又は改良については、その費用について、住宅金融公庫の特別融資がなされるため、該当者について融資利用を促進することによって安全化を図る。

ウ がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域について、危

第2章 風水害予防計画
第1節 風水害に強いまちづくり

険住宅の移転を行う者を対象とし、補助金を交付する市町村に対して国と県で必要な助成を行う制度である。急傾斜地崩壊防止対策と併せ、これを促進し住民の生命の安全を図る。

エ 災害の拡大及び二次災害の防止

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

5 重要施設の安全性確保

不特定多数のものが利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物については、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

第2款 道路等交通関係施設の整備と管理（共通対策編）

第3款 ライフライン施設の機能確保（共通対策編）

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 災害発生直前における体制の整備

第1項 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象情報、警報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化するよう努めていく。

このため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する。

第2項 対策

1 減災協議会等の設置

水害については、気候変動による影響を踏まえ、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、県、市町村、河川国道事務所が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、町、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための、密接な連携体制を構築する。

町は、県及び河川国道事務所と協力し、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部署の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスク評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。

また、町及び県は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

2 警報等の伝達体制の整備

町は、県及び防災関係機関との連携のもと、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

また、降雨の長期化等により災害危険が増大していると判断されるときは、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施するため、事前に広報要領を定めておく。

3 避難誘導體制の整備

町は、風水害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難誘導體制を整備しておく。

町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等、警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

避難誘導體制の整備については、共通対策編第2章第2節第6款「避難収容体制の整備」によるほか、本款の定めによる。

第2章 風水害予防計画

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(1) 自主避難体制の整備

町は、住民が気象警報等に十分注意し、河川の異常出水や土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する指導に努める。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

また、住民においても豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

(2) 避難対象地区の指定

町は、過去の風水害の履歴や災害危険区域及び土砂災害警戒区域等地域の実情から判断して、台風や豪雨等による浸水、山・崖崩れ等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法を定めた避難計画を作成する。

(3) 避難計画の作成

町は、関係機関の協力を得て、管内の地域の実情に応じた下記の内容の避難計画を作成しておく。

ア 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況

イ 住民への情報伝達方法

防災行政無線・防災情報メールのほか、広報車、消防団員等による個別広報等の伝達方法

ウ 避難所・避難路

構造や地形・立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。

エ 避難誘導員等

避難する際の消防団員や区長、自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の独居老人等の要配慮者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講ずる。

(4) 要配慮者対策

町は、高齢者、障がい者等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努める。

(5) 避難指示等の発令基準の明確化

ア 町長は、原則として、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の3段階に分けて避難措置を講ずるが、それらの発令が的確に行えるよう、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等の情報、土砂災害警戒情報等の各種情報を踏まえ、災害の種類や避難対象地区の明確な判断基準づくりを進める。

なお、一般的な基準は次のとおりである。

① 高齢者等避難

a 次の警報等が発せられ、避難の準備を要すると判断されたとき。

大雨警報、暴風警報、洪水警報

第2章 風水害予防計画
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

- b 河川水位が避難判断水位（水防法第12条第2項で規定される警戒水位。以下同じ。）を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。
 - c 個別の溪流・斜面の状況や気象状況、県が提供する土砂災害発生予測情報等により、土砂災害発生の危険性が高くなったと判断されるとき
 - d その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき。
- ② 避難指示
- a 河川水位が氾濫危険水位に達し、又は氾濫危険水位に達すると予想され、洪水のおそれがあるとき。
 - b 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険が迫ったとき。
 - c 土砂災害等により著しい危険が切迫しているとき。
 - d 個別の溪流・斜面の状況や気象状況、県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報等により、土砂災害発生の危険性が著しく高くなったと判断されるとき
 - e その他人命保護上避難を要すると認められるとき。

表 水位観測所一覧

観測所名称	河川名	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	管理者
嵐田	大淀川水系本庄川	4.3	4.8	5.2	宮崎河川国道事務所
椎屋	大淀川水系本庄川	—	—	—	高岡土木事務所
太田原	大淀川水系深年川	5.6	6.4	7.5	宮崎河川国道事務所
寺中橋	大淀川水系深年川	—	—	—	高岡土木事務所

なお、町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それ以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の判断基準を策定する。

また、町は、避難指示等について、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」を参考に、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等の情報、土砂災害警戒情報等の各種情報を踏まえ、災害の種類や避難対象地区ごとに客観的かつ明確な判断基準づくりを進める。

特に、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

さらに、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町を行政区ごとに分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、基本としては危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に対し避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

(6) 避難所・避難路の安全確保

町は、指定緊急避難場所・指定避難所の指定については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。

避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

【資料14 避難場所及び避難路】

第2章 風水害予防計画
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(7) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

町は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう以下のよ
うな伝達手段により、あらかじめ危険区域ごとに伝達系統や伝達体制を整備しておく。

- ア テレビ放送（ケーブルテレビを含む）
- イ ラジオ放送（コミュニティFMを含む）
- ウ 同報系防災行政無線（戸別受信機を含む）
- エ 緊急速報メール
- オ SNS（ソーシャルネットワークシステム）
- カ 広報車、消防団による広報
- キ 電話、FAX、登録制メール
- ク 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ

4 災害未然防止活動体制の整備

(1) 各種管理者による活動体制の整備

公共施設管理者は、所管施設の緊急点検・応急的な復旧等の対策のための体制整備、
必要な資機材の備蓄を行う。

また、水防管理者は、平常時より水防計画の作成をはじめ水防活動の体制整備を行っ
ておく。

河川管理者、農業用排水施設管理者等は、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う
マニュアルの作成、人材の養成を行う。

(2) 水防施設等の整備

ア 水防倉庫

水防管理団体（町）は、当該管理区域内の適地に、必要とする水防倉庫又はその他
の代用備蓄施設を設け、宮崎県水防計画書の水防緊急整備備蓄資材状況一覧表を参
考に、必要な器具資材を準備しておく。

イ 資材並びに器材

水防管理団体の備蓄水防資器材が不足するような緊急事態が生じた場合、水防管
理者は県が備蓄する水防資材並びに器材を使用できるよう土木事務所長に要請す
る。

5 水防計画等の整備

町においては、次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

- ア 水防組織、水防団、消防団の確立・整備
- イ 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄他、次に掲げる事項
 - ① 重要水防箇所周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - ② 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備
- ウ 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- エ 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- オ 河川ごとの水防工法の検討
- カ 居住者への立退きの指示体制の整備
- キ 洪水時等における水防活動体制の整備
- ク 他の水防管理団体との相互応援協定の締結

第2章 風水害予防計画
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

また、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。
なお、水防計画の策定に当たっては、危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保に配慮する。

- ケ 水防機関の整備
- コ 水防計画の策定
- サ 水防協議会の設立
- シ 水防訓練の実施（年1回以上）
 - ・水防技能の習熟
 - ・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発

第2款 情報の収集・連絡体制の整備（共通対策編）

第3款 活動体制の整備（共通対策編）

第4款 救急・救助及び消火活動体制の整備（消防団、消防団OB会）（共通対策編）

第5款 医療救護体制の整備（共通対策編）

第6款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

第7款 避難収容体制の整備（共通対策編）

第8款 備蓄に対する基本的な考え方（共通対策編）

第9款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備（共通対策編）

第10款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備（共通対策編）

第11款 要配慮者に係る安全確保体制の整備（共通対策編）

第12款 防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編）

第13款 災害復旧・復興への備え（共通対策編）

第3節 住民の防災活動の促進

- 1 被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得る。
- 2 防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、及び保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。
- 3 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、及び防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクのある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。
- 4 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- 5 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。
- 6 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害時の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通じて、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- 7 地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所及び避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
- 8 県、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。
 - (1) 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップを作成し周知を図る。

加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
 - (2) 土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。

第2章 風水害予防計画
第3節 住民の防災活動の促進

- (3) ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

第3章 風水害応急対策計画

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。

特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する要配慮者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

第1節 災害発生直前の対応

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するため、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策に万全を期す。

第1款 警報等の伝達

第1項 基本方針

町は、住民の適切な判断と行動を助け、住民の安全を確保するため正確な情報の速やかな発表と伝達を行う。

第2項 対策

1 特別警報・警報・注意報等の種別及び発表基準等

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供することとなる。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」、「雷ナウキャスト」及び「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水などの警報等が発令された場合のテレビやラジオによる放送など

第3章 風水害応急対策計画
第1節 災害発生直前の対応

では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

表 特別警報・警報・注意報の概要

現象の種類	基準
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれのあるときに、その旨を注意して行う予報

表 特別警報・警報・注意報の種類と概要（抜粋）

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

第3章 風水害応急対策計画
第1節 災害発生直前の対応

特別警報・警報・ 注意報の種類	概要
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。

表 特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

第3章 風水害応急対策計画
第1節 災害発生直前の対応

表 警報・注意報発表基準一覧表

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 宮崎地方気象台

国富町	府県予報区 一次細分区域 市町村等をまとめた地域	宮崎県 南部平野部 宮崎地区	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	21
		土壌雨量指数基準	165
		流域雨量指数基準	深年川流域=18.8, 三名川流域=16.7, 木脇川流域=3.5
	洪水	複合基準*1	三名川流域=(9, 11.4), 本庄川流域=(11, 28.9), 木脇川流域=(9, 2.9)
		指定河川洪水予報による基準	大淀川下流部[高岡・柏田], 本庄川[嵐田]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ10cm 山地 12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	12
		土壌雨量指数基準	105
		流域雨量指数基準	深年川流域=15, 三名川流域=13.3, 木脇川流域=2.7
	洪水	複合基準*1	深年川流域=(6, 11), 三名川流域=(9, 10.3), 本庄川流域=(6, 26), 木脇川流域=(9, 2.1)
		指定河川洪水予報による基準	大淀川下流部[高岡・柏田], 本庄川[嵐田]
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ3cm 山地 12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度65%	
	なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上	
	低温	夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期: 平野部で最低気温-5℃以下 山沿いで最低気温-8℃以下	
霜	11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温4℃以下		
着水・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃~2℃、湿度90%以上		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	120mm	

*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(資料：気象庁ホームページ)

【大雨、洪水警報・注意報基準表の解説】

- ア 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。
- イ 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、表の表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- ウ 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、表の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/jun/index_shisu.html)を参照のこと。
- エ 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- オ 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、表の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。

第3章 風水害応急対策計画
第1節 災害発生直前の対応

欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_kouzui.html) を参照のこと。

カ 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_kouzui.html) を参照のこと。

キ 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(2) 地域名を付加して行う場合の注意報、警報

本町は、「南部平野部」「宮崎地区」に含まれる。

一次細区分域	市町村等をまとめた地域	市町村等
南部平野部	宮崎地区	国富町、宮崎市、綾町

(3) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

表 キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域

第3章 風水害応急対策計画
第1節 災害発生直前の対応

種類	概要
	<p>雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし、時系列で示す情報。</p> <p>6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（南部平野部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮崎県）で発表される。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 宮崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(6) 顕著な大雨に関する情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときに、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する宮崎県気象情報」という表題の気象情報を、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

(7) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、宮崎県と宮崎地方気象台が共同で発表する。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(8) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が

観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

宮崎県の雨量による発表基準は、1時間120mm以上の降水を観測又は解析したときである。

（9）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、一次細分区域単位（南部平野部など）で発表する。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位（南部平野部など）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

（10）水防警報

水防警報の発表及び解除は、宮崎県水防計画の定めるところにより、国土交通省又は知事が行うものとする。

水防警報の発表基準は、宮崎県水防計画に定めるところによるものとする。

（11）土砂災害緊急情報

河道閉塞など、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切に避難情報の発令判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

（12）その他

気象台及び県は、防災気象情報の提供に当たり、参考となる警戒レベルも併せて提供するものとする。

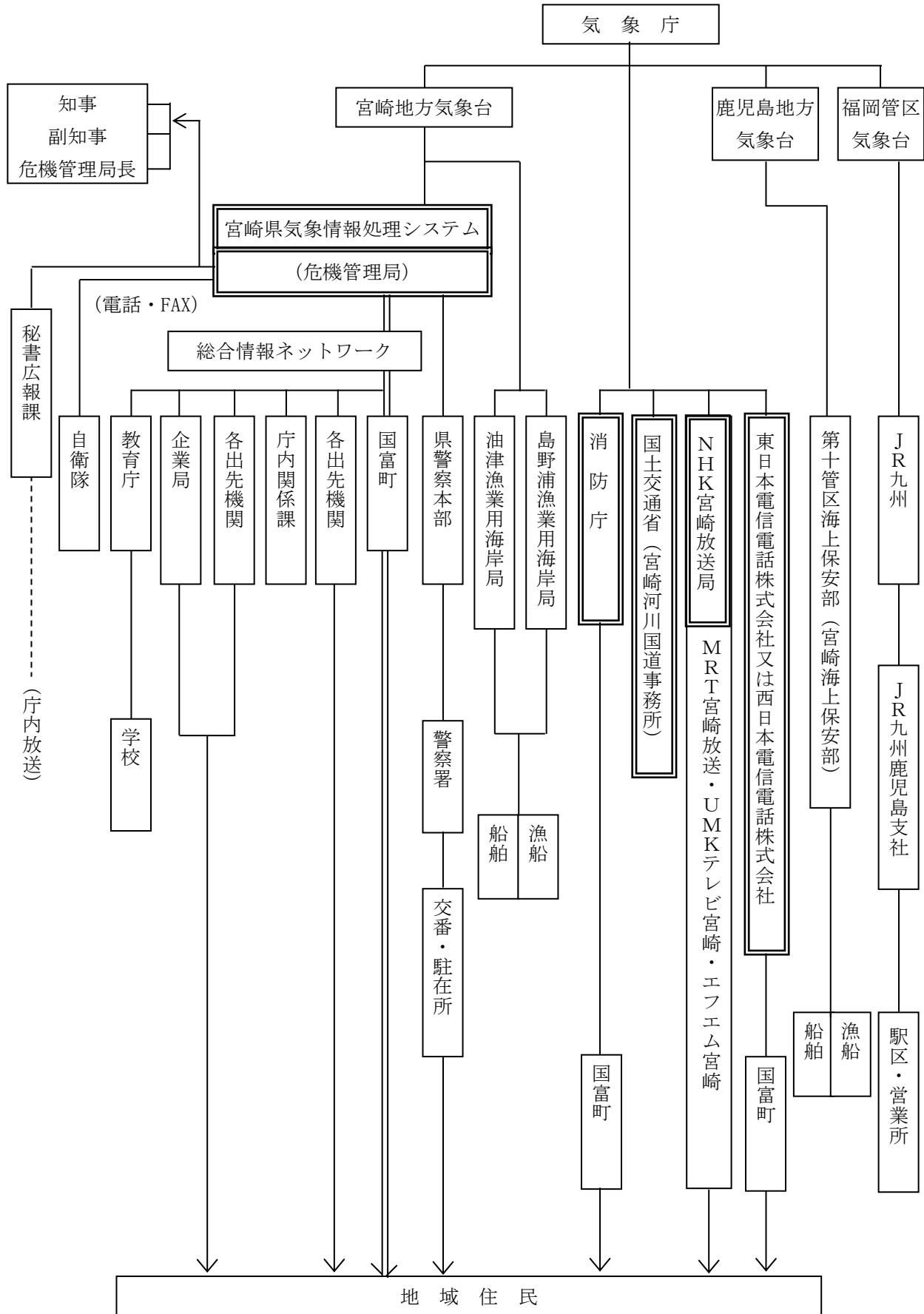
2 警報時の伝達組織及び伝達方法

（1）伝達組織

気象警報等は、次の組織図に示す経路によって伝達する。

第3章 風水害応急対策計画
第1節 災害発生直前の対応

表 県全体における伝達系統



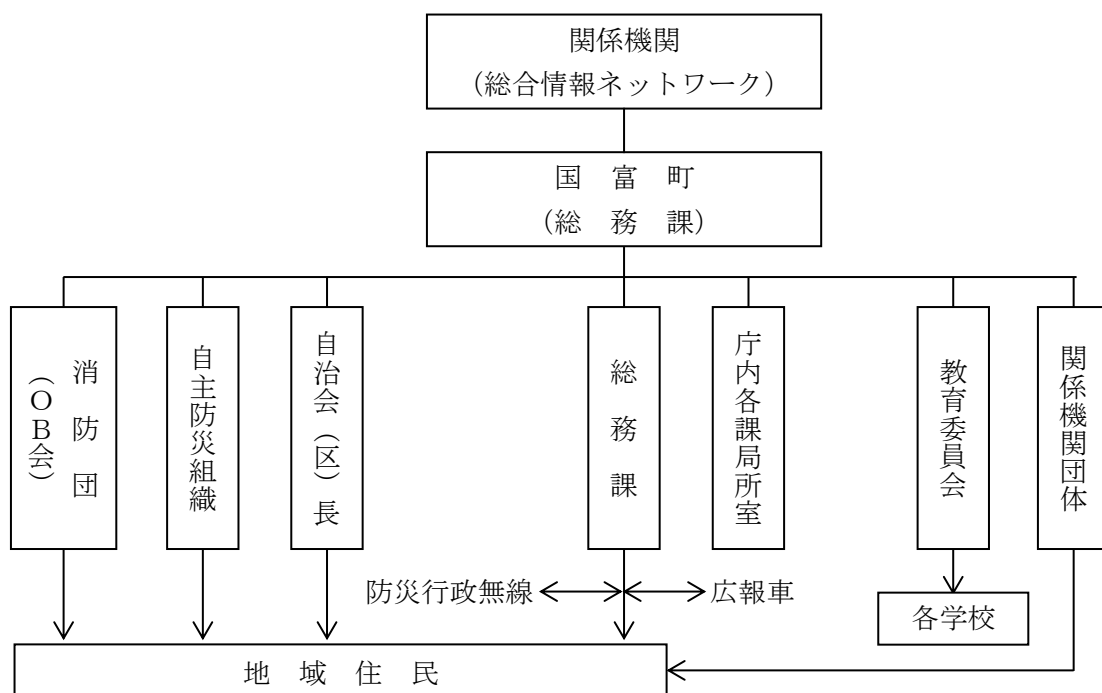


図 町における伝達系統

(2) 伝達方法

ア 伝達要領

- ① 宮崎地方気象台は、気象警報を発表したときは、速やかに伝達中枢機関に通報する。
- ② 宮崎地方気象台から、①の警報を受けた伝達中枢機関は、各機関の伝達系統により迅速に伝達受領機関に伝達する。
- ③ 伝達中枢機関の通報を受けた各伝達受領機関は、それぞれの伝達系統により迅速に下部機関に伝達する。
- ④ 下部伝達機関は、掲示、標識、信号、鐘、口頭等の方法により、地域住民に周知する。

イ 伝達の方法

- ① 宮崎地方気象台から伝達中枢機関に対して、気象警報を通報する場合は、気象情報伝送処理システム又は防災情報提供システムによる。
- ② 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、協定により、速やかに関係市町村に伝達する。
- ③ 日本放送協会（NHK）宮崎放送局、株式会社宮崎放送（MR T）、株式会社テレビ宮崎（UMK）及び株式会社エフエム宮崎は放送による。

3 異常現象発見時における措置

災害の発生するおそれのある異常な現象（(6)に掲げる現象をいう。）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報する。

(2) 警察官の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、その旨を直ちに町長に通報する。

(3) 町長の通報

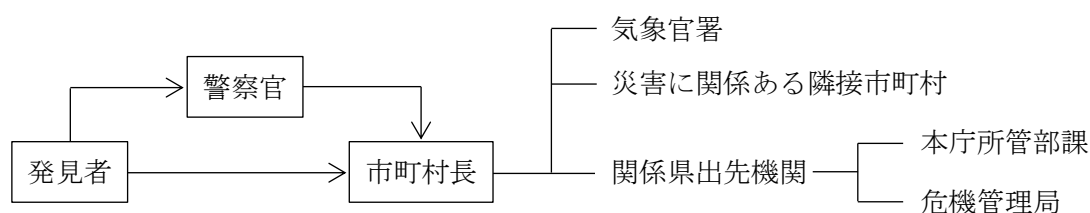
(1) 及び(2)によって、異常現象を知った町長は、直ちに次の機関に通報又は連絡する。

- ア 宮崎地方気象台
- イ 異常現象によって災害の予想される隣接市町村
- ウ 異常現象によって予想される災害と関係のある県出先機関
- エ その他の関係機関

(4) 住民等に対する周知徹底

異常現象の通知を受けた関係機関は、その現象によって予想される災害地域の住民及び他の関係機関に周知徹底を図るものとする。

(5) 異常現象通報系統



(6) 異常現象

風水害に関して異常現象とは、概ね次に掲げる自然現象をいう。

事項	現象	備考
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	たつまき、強い降ひょう等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪

第2款 避難誘導の実施

第1項 基本方針

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、避難が困難にならないよう、明るい時間帯や風雨が強まる前の時間帯等の避難指示の発令等に留意し、適切な避難誘導を実施するなど、災害の発生に備える。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

風水害時の避難誘導は、共通対策編第3章 第7節「避難収容活動」によるほか、本款による。

第2項 対策

1 警戒活動等の実施

町長は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、浸水区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予測される場合は、住民に対して、早めに避難指示等の発令等を行うとともに、避難誘導活動を実施する。

2 要避難地域状況の早期把握

町長は、災害の兆候がある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に

対し、避難指示等の発令等をはじめ迅速・確実な避難対策に着手できるよう、避難を要する地域の実態の早期把握に努める。

なお、避難を開始するための高齢者等避難の提供を行う場合は、避難行動要支援者名簿も活用しつつ災害時において避難に支援を要する高齢者等が円滑に避難できるよう配慮する。

3 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、各種の情報収集を踏まえ、避難の要否を判断する。

(1) 河川災害のおそれのある箇所

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずることが予想される場合、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、町、消防団、自主防災組織、宮崎市消防局その他関係機関は、警報発表以降着手する警戒活動により地域の状況を的確に把握し、避難指示等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 土砂災害のおそれのある箇所

町、消防団、自主防災組織、宮崎市消防局その他関係機関は、土砂災害警戒区域などの土砂災害の危険性が高い地域における警戒活動により状況を把握するほか、土砂災害警戒情報等も活用して、避難の必要性を判断し、必要な対策を講ずる。

4 避難指示等の伝達

住民への避難指示等の伝達に当たっては、同報系防災行政無線（個別受信機を含む。）を始め、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

避難誘導に当たっては、町は、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害警戒区域等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

町は、住民に対する避難のための準備情報の提供や避難指示及び緊急安全確保の発令を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

町は災害の切迫度に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

5 早期自主避難の実施

町長は、風水害発生のおそれがある浸水危険区域や土砂災害発生のおそれのある箇所の住民に対して、台風襲来時や豪雨時に下記のような状況あるいは兆候が見られたときは、自主判断による避難が速やかに実施されるよう関係住民を指導する。

(1) 浸水危険区域

河川が避難判断水位に達し、なお水位が上昇する状況で、過去の災害履歴等から判断し浸水の危険性が高まった場合

(2) 土砂災害発生の際

- ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合
- イ 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等がまざりはじめた場合
- ウ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため）
- エ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- オ がけ地において落石や崩壊が生じはじめた場合
- カ その他

6 適切な避難行動の周知

町が避難指示等を発令した場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣のより安全な場所への避難」又は自宅の上層階等、相対的に安全だと考えられる場所へ「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努める。

7 高齢者等避難の発令時の対応

町は、災害のおそれのある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図る。

第3款 災害の未然防止対策

第1項 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生防止に努める。

第2項 対策

1 河川堤防等の巡視

水防管理者（町長）は、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

2 道路パトロール、事前規制等の措置

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

3 異常現象の通報

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を町長又は警察官に通報しなければならない。

第2節 活動体制の確立

第1款 町災害対策本部等の設置

共通対策編第3章 第1節 第1款によるほか、以下のとおりとする。

1 情報連絡本部の設置

次の場合は、総務課長を本部長とする情報連絡本部を設置し、総務課職員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

- (1) 大雨警報又は洪水警報が発令されたとき。
- (2) その他総務課長が必要と認めたとき。

2 災害警戒本部の設置

次の場合は、副町長を本部長、総務課長を副本部長とする災害警戒本部を設置する。構成課は、総務課、総合戦略課、農地整備課、農林振興課、都市建設課、上下水道課とする。

- (1) 大雨警報又は洪水警報発令時で、被害が発生し、又は発生のおそれのあるとき。
- (2) 台風の接近、通過により町に被害が予想される時。
- (3) その他副町長が必要と認めたとき。

3 災害対策本部の設置

- (1) 災害対策本部の設置基準

町長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

- ア 台風が町を直撃すること、又は台風の通過により町が暴風域に入ることが明らかで、かなりの被害が予想される時。
- イ 大雨警報又は洪水警報発令時で、梅雨又は秋雨前線の活発化等により相当の被害が発生し、又は発生のおそれがある時。
- ウ その他県災害対策本部が設置されるなど災害対策本部長が必要と認めたとき。

第2款 職員の参集及び動員

共通対策編第3章 第1節 第2款によるほか、次のとおりとする。

1 職員の自主参集

- (1) 自主参集基準

職員の自主参集の基準は以下のとおりとし、参集後は状況に応じた配置につく。

表 風水害時の職員参集・配備基準表

配備基準	総務課	関係課	その他各課局所
大雨警報又は洪水警報発令時で、災害対策本部が設置され、大規模な被害の発生のおそれがある場合	○全職員が登庁して配置につく。		
大雨警報又は洪水警報発令時で、災害警戒本部が設置された場合	○全課員が登庁して配置につく。	○関係課緊急要員は登庁して配置につく。	○自宅待機

第3章 風水害応急対策計画
第2節 活動体制の確立、第3節 水防対策

配備基準	総務課	関係課	その他各課局所
大雨警報又は洪水警報が発令された場合	○危機管理係職員が登庁し情報の収集を行う。必要に応じて情報連絡本部を設置する。	○自宅待機	○自宅待機

※気象条件等から上記基準より難しい状況にある場合、配備する職員の増減については、所属長の判断による。

※災害対策本部構成課：全課局所

※関係課（災害警戒本部構成課）：総務課、総合戦略課、農地整備課、農林振興課、都市建設課、上下水道課

第3節 水防対策

第1款 水防計画

1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という）の趣旨に基づき、洪水等による水災を警戒し、これによる被害を軽減するため、河川、ため池等に対する水防上必要な監視、警戒、通信連絡、輸送、水防のための水防団（消防団）の活動、水防管理団体相互間の応援並びに水防に必要な器具、資材、施設の整備と運用、立退き避難等について実施の大綱を明示し、もって水防の万全を図ることを目的とする。

2 水防責任

(1) 水防管理団体（町）の責任

その管理区域内の水防を十分に果すべき責任を有する。

(2) 一般住民の義務

常に気象状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

3 水防倉庫及び資器材

町においては、消防団、宮崎市消防局等関係機関の協力を得て、水防倉庫、資器材の整備に努める。

4 通信連絡

水防管理団体（町）は、迅速な通信連絡を図り、かつ、電話不通時に備えるため機能的な通信網の整備に努める。

なお、非常無線通信の活用及びアマチュア無線局も利用できるよう平常より協議しておく。

5 重要水防箇所等

町内における河川の氾濫等による浸水被害を警戒すべき重要水防箇所等は、資料のとおりである。

【資料2 重要水防箇所一覧】

6 水防警報

(1) 水防警報発令の基準

ア 水防警報発令の基準

水防警報発令の基準は、対象水位観測所の水位が氾濫注意水位に達するか、又は氾濫注意水位を越えるおそれがあるときであり、国土交通大臣もしくは知事が水防警報の発令を行う。

水防警報に関する基準等は県水防計画書に記載のとおりである。

イ 水防警報の段階

① 河川

待機：水位が上昇した場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するとき、又は再び水位の上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するとき。

準備：水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努め、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するとき。

出動：水防機関が出動する必要があるとき。

警戒：出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を周知するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・のり崩れ、亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するとき。

解除：水防活動を必要とする出水状況が解消し、当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除するとき。

(2) 水防警報の発報担当者及び受報者は、次のとおりである。

表 水防警報の発報担当者及び受報者

水系名	河川名	発報担当者	受理、連絡担当者（ ）を 経由して水防管理者へ連絡	連絡受理担当者 (水防管理者)
大淀川	本庄川	国土交通省 宮崎河川国道 事務所長	宮崎県河川課長 (県宮崎土木事務所長) (県高岡土木事務所長)	国富町長
	深年川 (下流)	〃	宮崎県河川課長 (県高岡土木事務所長)	国富町長

(3) 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号は次に掲げるものとする。

ア 警戒信号（水防第1信号）

氾濫注意水位に達したことを知らせるもので、水防（消防）団幹部の出動を行い水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備を知らせるもの。

イ 出動信号（水防第2信号）

水防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

ウ 協力信号（水防第3信号）

当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。

エ 避難信号（水防第4信号）

必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

第3章 風水害応急対策計画
第3節 水防対策

表 水防信号

区分	方法	警鐘信号	サイレン信号			
(水防第1信号) 警戒信号		○休止 ○休止 ○休止	約5秒 ○	約15秒 休止	約5秒 ○	約15秒 休止
(水防第2信号) 出動信号		○○○ ○○○ ○○○	約5秒 ○	約6秒 休止	約5秒 ○	約6秒 休止
(水防第3信号) 協力信号		○○○ ○○○ ○○○	約10秒 ○	約5秒 休止	約10秒 ○	約5秒 休止
(水防第4信号) 避難信号		乱打	約1分 ○	約5秒 休止	約1分 ○	約5秒 休止

- (備考)
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイン信号を併用することを妨げない。
 - 3 危険がなくなったときは口頭伝達により周知させるものとする。

7 水防活動

(1) 予報及び警報とその措置

ア 水防に必要な予報及び警報の種類

気象業務法第14条の2に基づき、気象庁が行う町に係る水防に必要な予報及び警報は、次のとおりである。

- ① 気象注意報、気象警報 宮崎地方気象台発表
- ② 洪水注意報、洪水警報 宮崎地方気象台発表

イ 措置

- ① 水防管理団体（町）は、次の場合直ちに土木事務所に連絡する。
 - a 水防団又は消防団が水防のため出動したとき
 - b 水防作業を開始したとき
- ② 用排水路、ため池等の管理者
用排水路、ため池等の管理者は、次の場合直ちに農林振興局及び水防管理団体に連絡する。
 - a 用排水路、ため池等に水害発生のおそれがあるとき
 - b 用排水路、ため池等に異常が発生したとき

(2) 水防団（消防団）の出動

町長は、次に示す基準により水防団（消防団）にあらかじめ定められた計画に従って出動準備又は出動の指令を出し、水防団（消防団）の水防活動を適切に行わせる。

ア 出動準備

県の計画で定められた出動準備基準によるほか、次の場合水防管理者は水防団（消防団）に出動準備をさせる。

- ① 洪水予報が発せられたとき、又は県水防計画に定められた氾濫注意水位に達するおそれがあると予想される時。
- ② 豪雨により破堤、漏水、がけ崩れ等のおそれがあり、その他の水防上必要と認められるとき。
- ③ 気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水の危険が予想される時。

イ 出動

県の計画に定められた出動準備によるほか、次の場合水防管理者は、水防団（消防

第3章 風水害応急対策計画

第3節 水防対策

団) を出動させる。

- ① 水防計画に定められた氾濫注意水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき及びため池、用排水路に水害発生のおそれがあるとき。
- ② 台風が本県若しくはその近くを通過するおそれがあるとき。
- ③ 地震の発生等に伴い、沿岸部に津波が到達するおそれがあるとき
- ④ その他堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき。

(3) 監視及び警戒

ア 常時監視

町は、関係河川、堤防等について常時巡視員を設け、随時分担区域内を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、土木事務所に連絡する。

町は、ため池については前記に準じ巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、ため池管理者、農林振興局に連絡する。

イ 非常警戒

町は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防の川側と上端と居住地側の3班に分かれて巡視し、特にその状態に注意し、次のような異常を発見した場合は直ちに土木事務所又は農林振興局に連絡するとともに水防作業を開始する。

- ① 居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ
- ② 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）
- ③ 堤防上端の亀裂又は沈下
- ④ 堤防から水があふれている状況
- ⑤ 排水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

ため池については以上のほか、取水口の閉塞状況、流域の山崩れの状態、流入並びにその浮遊物の状態、余水吐及び放水路付近の状態、排水門の漏水による亀裂及び堤防斜面の崩れ等に注意する。

(4) 決壊等の通報並びに決壊後の処理

堤防その他の施設が決壊したときは、町長、水防（消防）団長は直ちにその旨を土木事務所、農林振興局及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。

土木事務所又は農林振興局は、県水防本部、警察その他必要な機関に連絡するものとする。

また、決壊箇所については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(5) 水防解除

町は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、これを一般に周知するとともに、土木事務所に対しその旨通報する。この通報を受けた土木事務所等は直ちに県水防本部に報告するものとする。

第4節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保（共通対策編）

第5節 広域応援活動（共通対策編）

第6節 救助・救急及び消火活動（共通対策編）

第7節 医療救護活動（共通対策編）

第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（共通対策編）

第9節 避難収容活動（共通対策編）

第10節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動（共通対策編）

第11節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動（共通対策編）

第12節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動（共通対策編）

第13節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動（共通対策編）

第14節 公共施設等の応急復旧活動（共通対策編）

第15節 ライフライン施設の応急復旧（共通対策編）

第16節 被災者等への的確な情報伝達活動（共通対策編）

第17節 自発的支援の受入れ（共通対策編）

第18節 災害救助法の適用（共通対策編）

第19節 農林水産物応急対策計画

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、次によるものとする。

第1項 農林水産物の事前及び事後対策

1 事前対策

町は、台風等により農林水産物に甚大な被害を及ぼすおそれがあるときは、県による事前対策の周知・指導に従う。

2 事後対策

町は、災害の発生により、農林水産物に甚大な被害を受けたときは、県による事後対策の周知・指導に従う。

第2項 農産物応急対策

1 種苗確保

(1) 災害により、農産物の播き直し及び植え替えを必要とする場合は、町長は宮崎県農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告する。

2 病虫害防除対策

(1) 緊急防除対策

緊急に病虫害防除の実施が必要な場合は、県中部農林振興局（農業改良普及センター）、宮崎県農業協同組合と連携し、防除対策を指導する。

(2) 農薬の確保

災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、県を通じて宮崎県経済農業協同組合連合会及び宮崎県農薬卸組合に対し、手持農薬の緊急供給を依頼する。

第3項 家畜応急対策

1 家畜の管理

浸水、崖崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼養者において家畜を安全な場所に避難させるよう指導する。

2 家畜の防疫

家畜伝染病の発生防止のため、災害地域の家畜及び畜舎に対して、県（家畜保健衛生所）の指導のもと、必要な防疫を実施する。

災害による死亡獣畜については、化製場で処理するが、処理ができない場合は、家畜の飼養者に対して、知事の許可を受けて、死亡獣畜の埋却又は焼却を行うよう指導する。

(1) 被災家畜には伝染性疾病の疑いがある場合、又は伝染病の発生のおそれがあると認められる場合には、県に家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜衛生班の被災地派遣を要請する。

(2) 災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合、町長はその旨を県へ要請する。

3 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、町長がその旨を県へ要請し、農業団体及びその他飼料製造販売業者等に対し、必要数量の確保及び供給を依頼する。

第20節 文教対策（共通対策編）

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定～第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編）

第2節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編）

第3節 計画的復興の進め方（共通対策編）

第4節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編）

第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編）